

平成30年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算

平成30年度札幌市の母子父子寡婦福祉資金貸付会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 119,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の4分の1に相当する額と定める。

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		千円 119,000
	1 貸 付 金 収 入	110,120
	2 諸 収 入	20
	3 繰 越 金	8,860
歳 入 合 計		119,000

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金		千円 119,000
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	112,242
	2 諸 支 出 金	6,758
歳 出 合 計		119,000